

# 独立行政法人改革等に関する 基本的な方針について（案）

平成 25 年 12 月 20 日

行政改革推進会議

独立行政法人改革等に関する分科会

## 目 次

<b>I 独立行政法人改革等の背景と基本的考え方</b>	
1. 独立行政法人制度の趣旨・基本理念と問題点	2
2. 改革の検討経緯	2
3. 改革の視点	3
<b>II 独立行政法人制度の見直し</b>	
1. 独立行政法人制度改革の基本的な方向性	5
2. 独立行政法人制度の具体的な見直し	5
<b>III 独立行政法人の組織等の見直し</b>	
1. 組織等の見直しの基本的考え方	20
2. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し	21
<b>IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等</b>	26
<b>(別紙) 各法人等について講ずべき措置</b>	27

## I 独立行政法人改革等の背景と基本的考え方

### 1. 独立行政法人制度の趣旨・基本理念と問題点

- 独立行政法人制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。  
本制度において、各法人は主務大臣の政策目的を効果的かつ効率的に実現するための実施機関と位置付けられ、主務大臣から与えられた目標の範囲内で法人の長に対して運営面における幅広い裁量権が付与された。予算面でも企業経営的手法を活用するため、インセンティブの仕組みを導入するなど、柔軟な執行が可能とされた。その一方で、厳格な評価制度を導入することにより、事後チェックを的確に行い、PDCA<sup>1</sup>サイクルを機能させることを目指した。
- このように、独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、法人の主体的な経営努力を促進するための自己収入の増加や経費の節約へのインセンティブが機能していない、内部から自律的に無駄を排除する仕組みや主務大臣によるガバナンスが不十分であり、不適切・非効率な事業の改善等がなされていない、多様な法人全てを一律の制度にはめ込み、政策実施機能が十分発揮されていないなどの問題点が指摘されている。

### 2. 改革の検討経緯

- 第 1 次安倍内閣において、21 世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革・再編に向けて、現行の独立行政法人制度について原点に立ち返って見直すこととされ、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。その後も様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も 2 回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。
- 政府においては、行政機能や政策効果を最大限向上させるとともに、政府に対する国民の信頼を得る改革を推進する観点から、今年 2 月に行政改革推進会議を設置した。会議において、独立行政法人改革については、これまでの改革の検討の優れた面は採り入れ、見直すべきは大胆に見直すという考え方に立ち、これまでの議論を改めて総括・点検し、独立行政法人の制度・組織両面にわたる改革の集大成を行うこととされた。
- 本年 2 月に、独立行政法人改革に関する専門的かつ実務的な検討を行うため、内閣府副大臣の下に、「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」を立ち上げ、独立行政法人制度の各項目についてこれまでの取組の総括・点検を行った。本年 6 月、その成果として「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」を行政改革推進会議に報告し、行政改革推進会議において、制度見直しを中心とした中間的整理を行った。

<sup>1</sup> PDCA : P (Plan:目標、計画) →D (Do:実施) →C (Check:評価) →A (Action:改善)

- また、行政改革推進会議では、特別会計改革の在り方についても検討が行われたところ、本年6月の「特別会計改革に関するとりまとめ」において、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定については、国が実施主体となることが必要不可欠であるものを除き、民間又は独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど見直しを行うこととされ、具体的な改革案は事業を担う法人の在り方と一体で検討することとされた。
- 中間的整理等を踏まえ、組織見直しなどを中心に更に検討を進めるため、本年9月に行政改革推進会議の下に本分科会を立ち上げ、更に本分科会の下に四つのワーキンググループを設け、各府省・法人から丁寧にヒアリングを行いながら、組織見直し等の検討を進めてきた。  
本分科会におけるこれまでの検討の成果として、今般、制度及び組織の両面にわたる改革についての報告書を取りまとめた。

### 3. 改革の視点

- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・ 組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- ・ 制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- ・ 数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
- ・ 各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

また、特別会計改革については、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止すること等見直しの方向性を取りまとめた。

- 本分科会は、政府が、この報告書の内容に即して改革の措置を着実に実行に移し、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、独立行政法人に対する国民の信頼・理解が一層深まることを期待する。また、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、職員の自発性、創意工夫を通じて経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるようにし、これまでの集大成としての改革が実現することを期待する。

- また、今後、政府においては、分科会及びワーキンググループにおいて委員間や委員と主務省等との間で交わされた議論の内容や経緯を踏まえ、その趣旨が実現されているかについて、総務省の行政評価・監視、主務大臣による評価・第三者機関による点検等を生かして継続的に検証を行い、不十分であれば更なる改革を行うべきである。

## II 独立行政法人制度の見直し

### 1. 独立行政法人制度改革の基本的な方向性

独立行政法人制度は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）において各法人に横断的な共通ルールを定め、個別法において各法人の固有の特別なルールを設ける構成となっている。制度の見直しについては、通則法の共通ルールを中心に、I 3. の改革の視点を踏まえ、以下の方針のもと大胆な改革に速やかに取り組むべきである。

- ① 各法人に期待される政策実施機能を最大限向上させ、適切なガバナンスを構築するため、各法人の事務・事業の特性を踏まえた規律を整備する。
- ② 具体的な目標設定と簡素でより実効性の高い目標・評価制度を確立するとともに、説明責任の明確化とより一層の情報公開を進めるものとする。
- ③ 主務大臣によるガバナンスの下、各法人が迅速に意思決定を行い、適切に業務を運営できるよう、法人の自律的なマネジメントの仕組みを内蔵させる。
- ④ 制度創設時に想定されたインセンティブの仕組みが最大限機能するよう、一律的で過度に厳格な運用は見直すこととする。

### 2. 独立行政法人制度の具体的な見直し

1. の基本方針を踏まえ、これまでの改革の検討の中で取り上げられてきた課題について総括・点検を行った結果、独立行政法人制度を維持した上で、各項目について、以下の見直しを行うべきである。

#### (1) 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の 3 つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

#### ① 中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

#### ② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

#### ③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を确实・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により确实・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の(2)から(4)までに記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、(5)で後述する。

## (2) PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

独立行政法人制度は、法人運営の細部にわたる事前関与・統制を極力排し、組織運営上の裁量・自律性を可能な限り拡大する一方、事後チェック手段として第三者機関が主務大臣の設定した目標に基づいた事後評価を行うことにより、各法人内の自律的なPDCAサイクルと主務大臣の下の政策のPDCAサイクルが連携して有効に機能することを目指している。

しかしながら、現行の仕組みは必ずしも十分機能していない状況にある。具体的には、政策の責任主体である主務大臣が目標を設定するものの、目標が明確でなく事後の適正な評価がなされておらず、また、主務大臣が自ら評価を行わないため、不十分な業績に高い評価が行われた際の責任の所在が不明確となる、評価結果が事務・事業の改善に結びつかないなどの問題が挙げられる。

そのため、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化する観点から、主務大臣から法人に対する確かつ明確な目標を付与することとともに、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

### ① 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

- 現行の業績評価は、各府省独立行政法人評価委員会が一次評価を、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が二次評価をそれぞれ毎年度実施する仕組みとなっている。主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化する観点から、こ

れを抜本的に見直し、政策の実施主体である主務大臣が業績評価を実施するとともに、第三者機関が主務大臣の評価結果を客観性、中立性の観点から事後的にチェックする仕組みとする。また、これにより、評価手続の効率化が図られることとなる。

- 主務大臣はその政策に対する責任を果たすため、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。
- 現行制度では、主務大臣は政策の企画立案部門である国の政策評価を行うが、実施部門である法人の業績評価には関与しない。今回の制度見直しで、主務大臣は政策評価と法人の業績評価の主体となることから、今後、主務大臣は、法人の業績評価結果を国の政策評価及び政策への反映に活用する、また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

## ② 目標設定及び業績評価の在り方

- 主務大臣は、評価を適正かつ厳正に行うことができるように、中期目標管理型の法人にあっては3～5年の中期目標、単年度管理型の法人にあっては年度目標を定めることとする。
- 主務大臣が法人における組織や業務運営の実態を把握し、法人が主務大臣の政策目標や国民のニーズを理解した上で効果的かつ効率的な業務運営を行うことができるようにするため、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際に、法人と十分に意思疎通を図る。
- 目標は、事務・事業の特性に応じて、定量的な到達目標、課題解決型の目標、アウトカム指標<sup>2</sup>等を適切に組み合わせながら、法人に対して明確・具体的に示すものとする。その際、目標は、国の政策・施策との関連性を明らかにした上で、可能な限り重要度・優先度を示し体系的に設定されることが必要である。
- 総務大臣は、上記の考え方にに基づき、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定に関する政府統一的な指針を策定する。
- 主務大臣は、総務大臣が策定する目標設定に関する指針に基づき目標設定を具体的に行う。
- 一方、業績評価は、行政は失敗しないものであるとといったいわゆる行政の無謬性にとらわれることなく適正かつ厳正に行い、優れた成果には高い評価を、不十分な成果には厳しい評価を、要因分析を示しながら行う。
- 総務大臣は、上記の適正、厳正な評価が行われるよう、法人の業務の特性や類型を踏まえて、業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定す

---

<sup>2</sup> アウトカム指標：法人の業務の成果が国民生活や経済社会に及ぼし又は及ぼすことが見込まれる影響を表す指標

る。

- 主務大臣は、法律や総務大臣が策定する業績評価に関する指針に基づき、評価事務の効率化にも配慮しつつ、毎年度の業績評価及び最終年度に行う中期目標期間に関する業績評価を適正かつ厳正に実施する。
- 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図る。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。
- 事業実施の成果やコストについては、国民に分かりやすく開示されることが必要である。主務大臣は業績評価結果を、法人は評価結果の反映状況を毎年度公表する。

### ③ 法人分類に応じた評価手続の整備

#### i) 中期目標管理型の法人における評価手続

- 現行制度では、中期目標期間に係る業績評価は、新たな中期目標期間が既に開始された後に行われるため、当該評価結果が中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しや次期中期目標期間における目標・予算に反映されないとの問題がある。

このため、中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。

- 主務大臣は、当該評価結果が中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際、目標が未達成の事務・事業については、その原因を分析・検証した上で必要性を特に厳しく見直す。また、組織見直しに関しては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「民でできることは民で」との観点から事務・事業の必要性を厳しく見直した上で法人自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行う。検討結果に基づき、主務大臣は、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

#### ii) 単年度管理型の法人における評価手続

- 国との密接な連携を図りつつ、确实・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人は、その特性を踏まえ、主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。
- 単年度管理型の法人であっても、業務運営の効率化に関する事項は中期的な管理が適切と考えられることから、主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

#### ④ 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

- 業績評価は政策の責任主体である主務大臣が行う仕組みとするため、これが「お手盛り」とならぬよう、第三者機関が客観性、中立性の観点から主務大臣の中期目標管理を点検し、その適正かつ厳正な制度運営を担保することが必要である。
- 第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。
- 第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- 法人の業務運営の適正化、効率化や質の向上を効果的に図る観点から、総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

### (3) 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

無駄の排除や業務運営の適正化が必ずしも十分に行われてこなかった点を是正し、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させるため、役員の実務責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、現行制度上、主務大臣の関与は限定されたものにとどまり、主務大臣が十分に責任を果たせない状況である。このため、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、主務大臣が事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

#### ① 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 独立行政法人制度において、独任制の長を牽制し、法人がミッションを遵守しつつ、効果的で効率的な業務運営を行うためには、監事の機能強化が重要である。  
監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の実務責任の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等

との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。

- 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。
- 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。
- 会計監査人の任期は約1年となっているが、会計監査人の適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。
- 役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

## ② 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

- 法人と資本関係、取引関係等において密接な関係にある営利企業等との間で、資金の流れのみならず人の流れの透明性を高め、法人の業務運営の公正性、中立性、適法性及び透明性並びに国民の信頼を確保することが必要である。  
このため、役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。なお、役職員が公務員である法人の役職員については、国家公務員と同様の再就職に関する規制を適用する。

## ③ 主務大臣による事後的な是正措置

- 法人に違法行為があり、自主的な改善が図られない場合でも、主務大臣はその是正と措置内容の報告を要求できるにとどまる。法人の高い公共性、国民生活や経済社会への影響なども考慮し、迅速な改善が図られるよう、主務大臣が法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対して違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

## (4) 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行

い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。同時に、現行の運用では、自己収入の増加や経費の節約へのインセンティブが不十分であることから、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。

さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

#### ① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

- 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。
- 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることにより、業務運営の透明性と法人の説明責任を向上させる。ただし、事業等のまとまりごとに見積り及び執行実績を明らかにすることは、あくまで透明性と説明責任を高めるためであり、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。
- 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、これまで多くの法人が、横並びを意識して、「一般管理費：前年度比3%減、事業費：前年度比1%減」といった画一的で硬直的な設定を続けてきた。主務大臣は、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。
- 運営費交付金は、法人ごとに中期計画で定めた運営費交付金の算定ルールに基づき、毎年度、必要な経費から見込みの自己収入を控除して算定されている。このため、法人の事業量や必要な予算額が一定の場合には、法人の努力により自己収入が増加し、それ以後も増加した自己収入が見込まれると、運営費交付金が減額されることになり、増収意欲を失わせる一因となっているとの指摘がある。

法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、

運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

なお、実際の自己収入の額が見込みの額より減った場合には、法人の業務に対する国民のニーズが減少している可能性もあり、その原因を分析し、事務・事業の見直しなど必要な経営改善を行うべきことは言うまでもない。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

- 毎年度（中期目標期間の最終年度を除く。）の利益のうち、法人の経営努力によると主務大臣が認定した額は、目的積立金として積み立て、中期計画に記載した使途に使用することが可能とされている。

経営努力の認定に係る現行の基準では、目的積立金として積み立て得る利益は、

- ・法人の自主的な活動により当該年度に新規に生じた利益であること
- ・利益の実績が原則として前年度実績を上回ること
- ・運営費交付金に基づかない収入から生じた利益であること

が求められている。このため、限定的にしか認定されず、また、認定を得るまでに長期間を要し早期に使用できないケースも見られることから、制度創設時に想定された法人の経営努力を促すインセンティブとして不十分との指摘がある。

インセンティブとして機能させるため、剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。

- 法人の積立金の処分は、個別法で定めることとされており、主務大臣の承認を得た額を次期中期目標期間の業務の財源として繰り越すことができるとされている。繰越しが認められるのは、積立金のうち目的積立金を中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合等に限りされており、中期目標期間をまたぐ業務の執行に支障が生じるとの指摘がある。また、中期目標期間の最終年度においては、制度上経営努力認定が行われないため、法人の経営努力を促すインセンティブとして不十分との指摘もある。

このため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、

- ・ 資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合
- ・ 中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合

に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。

- 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。
- 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。
- 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

## ② 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

- 独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。

また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。

- 法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定

することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。

- 各法人は、長の報酬水準が妥当性であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。
- 法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、例えば、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。
- 法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ、当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性の向上や説明責任の一層の確保重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、各法人は、それぞれの分類に応じ、
  - i) 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。
  - ii) 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考えられる理由を説明するものとする。監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。
- 主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのもの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。
- また、役員の退職手当への業績反映については、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾

力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

### ③ 調達の合理化

- 調達については、法人の会計規程等において随意契約によることができる事由を明確にしていなかったことなどから、現場で調達に不自由が生じているとの実態がある。

このため、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することが適当である。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

### ④ 情報公開の充実

- 各法人の事業等のまとめりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明するなど、財務情報を充実させる。
- 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。
- 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

## (5) 研究開発型の法人への対応

### ① 研究開発型の法人の課題

研究開発型の法人は、国の施設等機関や特殊法人から独立行政法人に移行することにより、より柔軟な予算執行や組織改編が可能となり、より弾力的な研究開発業務を行うことが可能になった。

しかしながら、研究開発型の法人は、①研究開発の成果の最大化により重きを置くべきである、②国を代表して国家的に重要な政策課題等に取り組む機関であることが明らかでない、③目標設定や評価に関し、研究開発の特性を踏まえた仕組みとなっていない、といった指摘がなされてきた。

さらに、役職員の報酬・給与、自己収入の獲得に向けたインセンティブの付与、

研究機器の迅速な調達といった面でも、研究開発の特性を踏まえ、より柔軟な対応を求める声がある。

以上を踏まえると、研究開発型の法人に対しては、研究開発の特性に鑑み、研究開発成果の最大化を法人の目的として明確化した上で、課題解決型の目標設定や研究開発業務を踏まえた専門的な評価体制を構築すること、また、研究開発業務をより一層促進するための弾力的な運用を行うことを可能とするなど、必要な制度・運用の抜本的見直しを行う必要がある。

ただし、これらの課題に対する検討に当たっては、研究開発型の法人が、他の独立行政法人と同様にその財源の多くが税金であることから、国民に対してその成果についての説明責任を果たす必要があることにも注意する必要がある。

## ② 見直しの基本的な考え方

研究開発型の法人についても、他の独立行政法人と同様に「中期目標管理－評価」という枠組みが最適であると考えられるが、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。例えば、中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる必要がある。

こうした観点から、今般の見直しは、研究開発型の法人について、以下の点を踏まえて行うものとする。

- ・研究開発型の法人の範囲は、法人の主要な業務として、研究開発に係る事務・事業を実施する法人とすること。ただし、それぞれの法人の事務・事業に占める研究開発の重要性や、法人が行う事務・事業の内容や手法にも相違があることに留意する必要がある。
- ・研究開発型の法人は、企業や大学と異なり、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた研究開発業務を実施していることに鑑み、研究開発型の法人の果たす役割を十分に明確化する必要があること。
- ・主務大臣が行う目標設定に当たっては、研究開発の特性を踏まえた適切な目標設定を行うことを可能とすることを明示すること。
- ・評価に当たっては、直近の研究開発の動向を踏まえつつ、主務大臣がより専門性の高い評価を行うことを可能とするとともに、国際水準を踏まえた統一的な指針に基づいて行う仕組みとすること。
- ・研究開発成果を最大化するという観点から、法人を過度に統制する一律・硬直的な運用を見直し、法人の長のリーダーシップを最大限発揮して法人運営を行うことを可能とするなどの運用の弾力化を図ること。

さらに、研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待さ

れる法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。

一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。

こうした観点から、研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人について、以下の点を踏まえて制度設計を行うものとする。

- ・研究開発の成果が現れるまで長期間を要するケースが少なくないが、時代のニーズに即したテーマに関する研究開発が適時適切に行われるよう、中止を含めたテーマの見直し等が柔軟に行うことができるような仕組みとすること。
- ・総合科学技術会議の司令塔機能の強化を前提としつつ、国の研究開発業務に係る政策体系との一貫性を確保する観点から、総合科学技術会議が、研究開発型の法人が行っている研究開発業務を適切に評価・点検できる仕組みを構築すること。

### ③ 具体的なガバナンス

○ 以上を踏まえ、研究開発型の法人について、上記(2)から(4)までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。

- ・独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。
- ・研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」(仮称)という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。
- ・研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関することを追加するものとする。
- ・研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。

- ・研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。
- ・中期目標期間を長期化し、最大7年とする。

また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。

- ・報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。
- ・法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- ・給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要となることに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。
- ・目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する。
- ・研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的ケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。

総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを

各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

- ・上記のほか、(2)から(4)において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなっており、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。

- さらに、研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。

別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。

- ・研究開発の特性を踏まえた運用を行う。
- ・主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。
- ・主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大7年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとすることが必要である。
- ・総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。
- ・法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。
- ・法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。
- ・法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。

### Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

#### 1. 組織等の見直しの基本的考え方

当分科会は、独立行政法人の組織等の見直しの検討に当たり、

- 国の政策の実施機関として各々の法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的として進めることとし、数ありきとはしない
- 「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等を図っていくことが不可欠である

という基本認識の下、以下の3つの原則を基に、所管府省、法人への丁寧なヒアリング等を通じ、検討を行った。

#### (1) 組織の在り方は事務・事業の見直しを踏まえつつゼロベースで検討

- ・ 民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。
- ・ 組織の在り方を検討するに当たっては、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点からも検討する。

#### (2) 独立行政法人制度の創設の経緯と趣旨を踏まえて行うこと

- ・ 独立行政法人制度の創設の趣旨を踏まえ、それぞれの法人が主務大臣から示された目標の下で効果的・効率的に業務運営がなされるよう、あるべき組織形態を検討する。
- ・ あるべき組織の在り方の検討に当たっては、旧来の特殊法人にまつわる各種の問題が再発しないよう十分留意する。

#### (3) 統合は数ありきでなく政策目的と行革効果の向上を目的とすること

- ・ 類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している複数の法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合を検討する。その際、府省の縦割りに捕われずに検討し、また、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。
- ・ 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人について、他の法人との統合を検討する。
- ・ 法人間における業務実施の連携強化について積極的に検討する必要があるほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化の一層の推進について検討する。

本分科会における検討の結果を踏まえ、各法人等について講ずべき措置を別紙のとおり提言する。

## 2. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

- 独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が限られた財政資源を効果的・効率的に使用し、本来期待される役割を最大限に発揮するためには、独立行政法人通則法による規律に加え、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。
- このため、法人が行う以下の6つの業務について、以下のガバナンスの高度化等の取組を行うこととする。

### ① 金融業務

政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業

#### 【法人と対象業務】

(内部ガバナンスの高度化)

日本学生支援機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、森林総合研究所、農業者年金基金、農林漁業信用基金、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、奄美群島振興開発基金

(金融庁検査の導入)

福祉医療機構(福祉貸付、医療貸付)、農林漁業信用基金(農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険)、中小企業基盤整備機構(高度化事業融資)、奄美群島振興開発基金(債務保証、融資)

#### 【制度・運用の見直し事項】

金融業務を行う法人の財務の健全性及び適正な業務運営の確保のためには、法人の内部体制等が整備されていることが前提であることから、内部ガバナンスの高度化及び金融庁検査の導入を図る。

(内部ガバナンスの高度化)

- 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
- 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織(監査部等)を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。
- 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。
- 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。

(金融庁検査の導入)

- 金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する(損失の危険の管理に限る。)

## ② 人材育成業務

特定の職業に結び付いた専門性の高い教育を実施することにより、当該職業の中核的人材を育成する事務・事業

### 【法人と対象業務】

高齢・障害・求職者雇用支援機構(職業能力開発総合大学校業務)、国立国際医療研究センター(国立看護大学校業務)、水産大学校、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校

### 【制度・運用の見直し事項】

特定の職業に結び付いた人材育成事業が、裨益する業界等も含めた取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ質の高い教育が持続可能な形で行われるよう、以下の取組を実施する。

- 裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講ずる。
- 法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。
- 特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。
- 大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時に業務及び組織の全般にわたる見直しを検討するに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

## ③ 文化振興・普及業務

美術品、文化財、標本等の保存・展示や伝統芸能の公開など、文化芸術等の振興・普及を行う事務・事業

### 【法人と対象業務】

国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会が行う文化芸術等の振興・普及等業務

### 【制度・運用の見直し事項】

我が国の多様な文化芸術資産の適切な保全・普及を図る観点から、経営努力による入場料収入等の自己収入を増加させる努力を促す適切な仕組み等を設け、長期的視野に立ち文化芸術等の振興・普及の適切な実施を図るため、以下の取組を実施する。

- 自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。
- 法人間又は周辺他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。
- 新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。

## ④ 研修施設運営業務

業務の実施に必要な宿泊研修施設を保有し、運営等を行う事務・事業

### 【法人と対象業務】

国際協力機構、国際交流基金、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センター、中小企業基盤整備機構（中小企業大学校）が行う宿泊研修施設の運営等業務

### 【制度・運用の見直し事項】

法人の保有施設の更なる利用促進や自己収入の拡大、民間活用等を図ることにより、より一層の業務の効率的な運営等を図る。

- 保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。
- 自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。
- 施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。
- 一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

## ⑤ 公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

### 【法人と対象業務】

森林総合研究所（水源林の造成等）、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（整備新幹線等の建設）、水資源機構（ダム、用水路等の新築、改築）、都市再生機構（都市再生事

業、賃貸住宅事業、ニュータウン整備事業)

#### 【制度・運用の見直し事項】

国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

- 法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。
- 内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的実施する。
- 法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係性を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。
- 入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

#### ⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

#### 【法人と対象業務】

情報通信研究機構、国際協力機構、国際交流基金、国立青少年教育振興機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、国立大学財務・経営センター、福祉医療機構、医薬基盤研究所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境再生保全機構などが行う助成・給付業務

#### 【制度・運用の見直し事項】

国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、一層の支出の適正化を図り、効果的かつ効率的な政策実施を図る観点から、以下の取組を実施する。

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。
- 補助金等に係る予算の適正化等に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

#### ⑦ その他横断的見直し事項

- 補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化
  - ・ 法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置を別紙記載のとおり提言する。

#### IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

- 今般の改革は、各法人が国民に信頼され、国民のために機能するために行うものであり、また、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、職員の自発性、創意工夫を通じて経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるようにするためのものである。このため、改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の上昇や雇用の安定にも配慮すべきである。
- 法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組むべきである。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組むべきである。
- 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。
- 各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図るべきである。
- 各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、所管府省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行うべきである。
- 独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりのまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努めるべきである。

(別紙)

各法人等について講ずべき措置

## **内閣府所管**

### **【国立公文書館】**

- 国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）附則第 13 条において、「法律の施行（平成 23 年 4 月 1 日）後 5 年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、法の施行状況や立法府、司法府との関係等も踏まえつつ、法施行後 5 年を目途とする見直しの中で、幅広く検討を行うべきである。
- なお、立法府、司法府から国立公文書館への文書移管が拡大する場合には、文書管理の事務量に応じた人員の移管についても検討すべきである。
- 組織の見直しを踏まえた新たな組織への移行が確定するまでの間は、従来の法人形態を維持し、単年度管理型の法人（公務員身分を維持）として位置付けることが適当である。

### **【北方領土問題対策協会】**

- 本法人は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業、北方領土問題やその他北方地域の諸問題についての調査研究、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

## **消費者庁所管**

### **【国民生活センター】**

- 消費者問題に対して、行政措置（行政処分、有権解釈の提示）を行う国の機関から独立して、柔軟性・機動性を持って対応する必要があることから、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 国民生活センターが行う研修については、相模原研修施設が廃止されたことから、現在外部施設を利用して実施している。当該研修施設の処分には電気設備の移築等の費用を要するほか、立地上、売却も困難な見通しであり、当該施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっている。  
このため、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成 26 年夏までに結論を得るべきである。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）

において移転するとされた東京事務所については、当該事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が移転の前提となってきたが、これが撤回されたことから、閣議決定を見直し、総合的に判断して財政負担の軽減を図るべく、引き続き東京事務所の利用を継続することが適当である。

## **総務省所管**

### **【情報通信研究機構】**

- 本法人は、情報通信技術（ICT）の研究開発や情報通信事業の振興を業務としており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 技術革新のスピードの速い情報通信分野における研究開発をより効果的・効率的に進めていくためには、他機関が有する資源を有効に活用することが不可欠である。このため、光ネットワーク技術の研究開発において、経済産業省所管の産業技術総合研究所と連携し、両法人の研究現場における定常的な意見交換を実施したり、それぞれが保有する技術研究シーズを活用・融合させて共同研究を行ったりするほか、政府が使用する暗号の安全性を評価・監視するプロジェクト（CRYPTREC）において、経済産業省所管の情報処理推進機構と連携し、それぞれの強みや特長を活かした取組をさらに促進するなど、他機関との一層の連携協力によって本法人の機能強化を図るべきである。

### **【統計センター】**

- 本法人は、国と一体となって国の統計に係る製表事業等を実施している。中でも消費者物価指数、完全失業率、家計調査等は、我が国社会の重要な指標として毎月の確実な公表が求められており、調査結果の遅延によって市場の混乱（社会経済の安定に直接かつ著しい影響）を招くことのないようにする必要がある。  
また、政府統計共同利用システムの運用・管理を行う等により、個人情報や秘密情報の取扱いの増大に伴って、統計業務に対する国民の信頼を一層確保する必要がある。このため、本法人の役職員には争議行為が禁止され、厳格な服務規律が求められることから、単年度管理型の法人（公務員身分を維持）として位置付けることが適当である。
- ただし、業務の民間委託等を一層推進し、公務員が行うにふさわしい業務への純化を徹底することによって本法人が直接担う部分の精選を行い、平成 25 年度から平成 34 年度末までの 10 年間に常勤役職員数の 320 人の削減を図るべきである。

### **【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】**

- 本法人は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理し、これらに係る政府保証付きの債務を確実に履行することを業務としており、中期目標管理

型の法人として位置付けることが適当である。

- ただし、将来的には、管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、本法人の解散について検討を行い、必要な措置を講ずるべきである。

## **外務省所管**

### **【国際協力機構】**

- 本法人は、発展途上国に対する政府開発援助（ODA）の実施業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、事業の連携強化及びワンストップサービスの提供を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進めるべきである。この際、当該4法人のいずれかの法人が海外事務所を置いていない都市にあっては、当該4法人もその他の法人が設置している海外事務所を活用できるよう配慮すべきである。
- 本法人は、ODAにより人材育成やインフラ建設に関する協力準備調査や多額の技術協力プロジェクトを多数実施し、本部及び現地において当該プロジェクトの管理等を行っている。ODA事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本法人の職員には国際協力の現場でキャリアを積ませ現地の実情にも熟知させること、現地におけるプロジェクトの執行状況の確認を強化すること等の活動を通じ、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を強化すべきである。
- 本法人の所有する研修施設の更なる利用促進に向けた取組を実施し稼働率の向上を図るとともに、自己収入の拡大、民間活用等を図ることにより、より一層の業務の効率的な運用を図るべきである。

### **【国際交流基金】**

- 本法人は、海外における日本語教育、国際文化交流等の業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人と国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、事業の連携強化及びワンストップサービスの提供を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進めるべきである。この際、当該4法人のいずれかの法人が海外事務所を置いていない都市にあっては、当該4法人もその他の法人が設置している海外事務所を活用できるよう配慮すべきである。

- 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、日本のコンテンツ、文化芸術等の日本の魅力を発信することにより外国人を惹きつけることとされている。こうしたことを踏まえ、本法人と国際観光振興機構は、日本のコンテンツ、文化芸術等の日本の魅力を発信し日本ブランドを確立するとともに、訪日外国人旅行者数の一層の拡大を図るため、連携強化等が必要であることから、両法人の本部事務所の共有化を早期に実施すべきである。
- 本法人の所有する研修施設の更なる利用促進に向けた取組を実施し稼働率の向上を図るとともに、自己収入の拡大、民間活用等を図ることにより、より一層の業務の効率的な運用を図るべきである。

## **財務省所管**

### **【酒類総合研究所】**

- 本法人は、酒税の適正かつ公平な賦課のための高度な分析・鑑定等の業務を行う一方で、クールジャパンの施策である日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対しては、民間企業や他の研究機関等との連携が不可欠であることから、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 日本産酒類の輸出促進に資する取組が求められる中、本法人においては、業務の在り方についても見直しを行い、地域ブランドの確立、日本酒の長期保存といった技術力の強化や品質確保のための支援等の産業振興的な業務の拡充を行う方針である。こうした業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を確保し、また、他の研究機関等との連携を強化することにより対応すべきである。

### **【造幣局】**

- 本法人は高度な技術を基礎として、通貨の製造等を行っており、その業務は、通貨の信頼性の確保、経済活動・国民生活の安定を図るために重要である。通貨の製造は毎年国が定める製造計画に基づいて行う必要があること、また、争議行為により、偽造通貨への対処（緊急改鋳等）が滞ることで経済活動・国民生活に著しい支障をきたしかねないことから、本法人は単年度管理型の法人（公務員身分を維持）として位置付けることが適当である。

### **【国立印刷局】**

- 本法人は高度な技術を基礎として、通貨の製造等を行っており、その業務は、通貨の信頼性の確保、経済活動・国民生活の安定を図るために重要である。通貨の製造は毎年国が定める製造計画に基づいて行う必要があること、また、争議行為により、偽造通貨等への対処（緊急改刷等・官報の緊急印刷）が滞ることで経済活動・国民生活

に著しい支障をきたしかねないことから、本法人は単年度管理型の法人（公務員身分を維持）として位置付けることが適当である。

### 【日本万国博覧会記念機構】

- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止する法律（平成 25 年法律第 19 号）の規定に基づき、廃止する。

## 文部科学省所管

### 【国立特別支援教育総合研究所／国立青少年教育振興機構／国立女性教育会館／教員研修センター】

- 国立特別支援教育総合研究所は特別支援教育に関する研究・研修等を、国立青少年教育振興機構は青少年教育に資する研修支援・調査研究・助成等を、国立女性教育会館は女性教育に関する研修・調査研究等を、教員研修センターは教職員に対する研修・指導・助言等を行っており、それぞれ中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 国立青少年教育振興機構を除く 3 法人は、規模が小さく、それぞれが単独での業務改善の余地が小さいため、国立青少年教育振興機構を中核として、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべきである。このため早急に、共同で実施することが可能な業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について、各法人の担当者によるタスクフォースを設置し、平成 26 年夏までに結論を得て、順次実行に移すべきである。
- 上記 4 法人については、法人の所有する宿泊研修施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図るとともに、自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設と当該施設との利用料金の比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずるべきである。  
また、当該研修宿泊施設の管理・運営について、民間委託の更なる活用、PFI 等により、管理・運営コストの削減を図るべきである。  
なお、一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定するべきである。
- 国立女性教育会館については、主務省が主体となって、女性教育にとどまらない幅広い国民を対象とする男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置づけ、政策実施機能の強化の内容を関係府省と検討した上で、内閣府との共管化等について平成 26 年中に結論を得るべきである。
- 教員研修センターについては、間接業務を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本

法人の機能強化のため、教育委員会が行う教員志望者を対象とした育成プログラムの開発・普及、教育委員会の教育長等に対する研修を平成26年度から実施すべきである。また、教員養成を行う大学の教員に対する喫緊の教育課題の研修については、その実施に向けて速やかに関係者と協議を行い結論を得るべきである。

### 【大学入試センター】

- 本法人は、大学入試センター試験に関する問題作成・採点等業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 大学入試センターの在り方については、中央教育審議会における大学入試センター試験の在り方も含めた入試改革についての議論を踏まえることが必要である。ただし、本法人は既に国費に依存しない業務運営を行っており、また制度上、本法人が大学と共同して実施する試験の利用は、国立大学を含め各大学が任意に選択しているものであること等を踏まえ、大学入試改革後も本法人の役割が変わらないのであれば、本法人を独立行政法人とする必要性について改めて検証する必要がある。

### 【国立科学博物館／国立美術館／国立文化財機構／日本芸術文化振興会】

- 国立科学博物館は標本等、国立美術館は美術品、国立文化財機構は文化財の保存・展示を、日本芸術文化振興会は伝統芸能の公開などを行っており、それぞれ中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 上記4法人については、自己収入を増加して機能強化を図るため、国際会議・セミナーや映画撮影等への施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長や会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行うべきである。  
また、法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館及び劇場と連携し、巡回展の実施、人材育成等を積極的に進め、各法人の機能強化を図るべきである。  
なお、我が国の多様な文化芸術等の振興・普及の拡大を図るため、新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象と認めることにより目的積立金を拡充するなど、入場料収入等の増加を促すよう運用を改善し、事業内容を一層充実させるべきである。
- 日本芸術文化振興会の助成事業については、一層の支出の適正化を図ることを目的とし、交付後の調査、受給団体のガバナンス強化に対する支援、制裁措置の導入、不正に対する措置（交付取消、返還、刑事罰）の補助金等申請パンフレット等への記載及び周知徹底を図るべきである。

### 【物質・材料研究機構】

- 本法人は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を主たる業務として行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。

### 【防災科学技術研究所】

- 本法人は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等を行っており、東日本大震災を契機に懸念が強まっている巨大地震・津波災害やゲリラ豪雨・竜巻等の極端気象による災害に対し、防災・減災研究に関する専門的な中核的研究機関として果たすべき役割が拡大している。このため、本法人は研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 東日本大震災以降、国民的要請が高まっている海溝型巨大地震に関する研究機能の強化の必要性から、現在、南海トラフ海域において海洋研究開発機構が整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを本法人に移管することにより、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行うべきである。
- 防災・減災分野における海洋研究開発機構との人事交流を促進するなど、同機構との連携をより一層強化すべきである。

### 【放射線医学総合研究所】

- 本法人は、放射線の医学的利用のための研究、放射線安全・緊急被ばく医療研究を主たる業務として行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。

### 【科学技術振興機構】

- 本法人は、国が定める戦略目標の達成に向けた課題達成型基礎研究に対する資金配分機関として、大学等の組織の枠を超えた最適な研究チームを機動的に編成し、研究プロセスに関与する形で事業を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 学術研究の成果を科学技術イノベーションに円滑に繋げていくことが重要であるため、日本学術振興会との情報共有など連携を強化すべきである。
- 新たに独立行政法人日本医療研究開発機構（仮称）が設立される場合、本法人がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管すべきである。
- 国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて大学等機関への委託を行う研究開発業務について、一層の支出の適正化を図ることを目的とし、委託後の調査、委託

先機関のガバナンス強化に対する支援、制裁措置の導入、不正に対する措置（契約解除、返還）の募集要項等への記載及び周知徹底を図るべきである。

### 【日本学術振興会】

- 本法人は、大学等の研究者の人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野の研究に対する資金配分等支援を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人の科学研究費助成事業等による学術研究成果を、科学技術振興機構が行う政策目的による戦略的な基礎研究事業等に繋げるために情報提供を行うなど、科学技術振興機構との連携を強化すべきである。
- 国からの運営費交付金及び補助金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、一層の支出の適正化を図ることを目的とし、交付後の調査、受給団体のガバナンス強化に対する支援、制裁措置の導入、不正に対する措置（交付取消、返還、刑事罰）の補助金等申請パンフレット等への記載及び周知徹底を図るべきである。

### 【理化学研究所】

- 本法人は、世界トップレベルの研究所として、国家的・社会的ニーズを踏まえた重要課題の達成に向けた最先端に行く優れた研究成果の創出、世界トップレベルの研究基盤の整備・共用・利用研究などを行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。

### 【宇宙航空研究開発機構】

- 本法人は、宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎的・基盤的な研究開発を主たる業務として行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。

### 【日本スポーツ振興センター】

- 本法人は、スポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付等業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、一層の支出の適正化を図ることを目的とし、交付後の調査、受給団体のガバナンス強化に対する支援、制裁措置の導入、不正に対する措置（交付取消、返還、刑事罰）の補助金等申請パンフレット等への記載及び周知徹底を図るべきである。

### 【日本学生支援機構】

- 本法人は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与、留学生・学生生活支援等を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 奨学金業務については、貸出規模が拡大し、延滞債権の増大などの懸念がある。財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべきである。
- 国際交流会館等については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、大学・民間等への売却を進めることとされ、13会館中7会館が売却されたものの、残り6会館等は購入希望がなく、現在も売却が進んでいない。  
一方、留学生施策については、教育再生実行会議第三次提言（平成25年5月28日）において、外国人留学生のための宿舍整備等の生活支援を充実・強化することが求められているほか、「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、外国人留学生と日本人学生等との交流機会の提供等を充実することとされたところ。  
行政改革の観点からは、引き続き資産のスリム化に努めることが望ましいが、売却が進まない現実に照らせば、国際交流会館等については、新たな留学生施策も踏まえ、今後どのように活用することが可能か経済性も勘案しつつ検討を進め、平成26年夏までに結論を得るべきである。

### 【海洋研究開発機構】

- 本法人は、海洋に関する基盤的研究開発等を行っており、海洋基本計画に基づき実施される我が国の海洋資源ポテンシャルの把握・確保に資する科学調査、潜水探査機等の技術開発など、海洋分野での専門的な中核的研究機関として果たすべき役割が拡大している。このため、本法人は研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 南海トラフ海域において本法人が整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを防災科学技術研究所に移管すべきである。
- 防災・減災分野における防災科学技術研究所との人事交流を促進するなど、同研究所との連携をより一層強化すべきである。

### 【国立高等専門学校機構】

- 本法人は、国立高等専門学校の設置・運営を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

### 【大学評価・学位授与機構／国立大学財務・経営センター】

- 大学評価・学位授与機構は、大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うとともに、学位の授与等を行っており、各大学等が評価結果を踏まえて教育研究活動を改善することを促すことなどにより、大学の国際通用性の確保と質の向上を支援している。

一方、国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付等を行っており、教育研究環境の整備充実を図ることを通じて大学を支援している。

大学支援機能の強化と大学の質の向上という観点から、上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

### 【日本原子力研究開発機構】

- 本法人は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、核燃料サイクルを確立するために必要な技術の研究開発を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 高速増殖原型炉「もんじゅ」の保守管理の不備、大強度陽子加速器施設「J-PARC」における事故により失われた国民の信頼回復に向けて、安全を最優先とした組織に改めるため、本法人の組織体制・業務体制を見直し、「もんじゅ」の運転管理体制の改革、業務の重点化など、組織体制及び業務の抜本的な改革を進めるべきである。

## 厚生労働省所管

### 【国立健康・栄養研究所／医薬基盤研究所】

- 食品・栄養等に関する専門性と医薬品等に関する専門性の融合を図る観点から上記2法人を統合し、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 医療分野の研究開発について、国として戦略的に行うべき実用化のための研究を基礎段階から一貫通貫で管理するため、現在各省で行われているファンディング機能を集約して一元的な研究管理を行う独立行政法人日本医療研究開発機構（仮称）を新たに設立するが、当該独立行政法人の設立は、「日本再興戦略」において、「スクラップアンドビルド原則に基づき行うこととし、公的部門の肥大化は行わない」とされている。これを踏まえ、日本医療研究開発機構（仮称）の新設に伴う法人数1の増は、上記2法人の統合による法人数1の減をもって充てることとする。
- 医薬基盤研究所がこれまで実施してきた先駆的医薬品・医療機器研究開発支援事業の医療分野の研究開発に係るファンディング機能及び創薬支援業務は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管すべきである。

- 従来、健康増進法に基づく栄養表示に関する収去試験については、国立健康・栄養研究所において実施してきたが、今後施行される食品表示法においては、民間の登録検査機関への委託が可能になったところである。これを受け、国立健康・栄養研究所による収去試験の実施は、民間の登録検査機関の実施状況を踏まえつつ、縮小する。

### 【労働安全衛生総合研究所／労働者健康福祉機構】

- 近年、勤労者を取り巻く環境が変化し、アスベスト関連疾患や化学物質に起因する健康障害などこれまでの想定を超えた新事例への対応の必要性が増大しているほか、労災補償件数も増大し、その予防対策や早期の職場復帰支援が喫緊の課題となっている。このため、労災に係る基礎・応用研究機能と臨床機能との有機的統合により、予防・治療・職場復帰支援を総合的に展開する体制を構築し、労災疾病の発生からそのメカニズムの解明まで一貫して把握・研究することが可能となるよう上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 産業保健支援に関する事業は、現在、労働者健康福祉機構による事業のほか、国による2つの委託事業が実施されているが、役割・機能が類似していることからこれらを統合法人に一元化して実施することが適当である。なお、これに伴い、従来のブロック化方針を見直す場合には、関連する組織・予算の徹底した合理化を図るべきである。
- 現在、国が他機関に委託して実施させている化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）については、統合法人が職業性疾病に係る臨床データを基にした予防研究等を行うことを踏まえ、職業性疾病に関する調査研究の効率化を図る観点から統合法人に移管し、法人の業務として実施することが適当である。なお、移管に当たっては、関連する組織・予算の徹底した合理化を図るべきである。
- 労災病院については、法人本部による各病院に対するガバナンス強化を図るため、病院運営の実態を的確に把握し、内部統制が有効に機能する体制を構築するとともに、その実効性を検証しながら、信頼性ある病院運営・指導体制の確立に努めるべきである。

### 【勤労者退職金共済機構】

- 本法人は、中小企業退職金共済制度（国が法令により退職金や掛金等の事項を決定）の運営及び勤労者の計画的な財産形成の促進業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべきである。特に、中小企業退職金共済事業において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、外部の専門家による監視体制の強化等

の実効性あるリスク管理体制を整備することが必要である。

- 中小企業退職金共済事業について、住基ネットの活用による未請求退職金発生防止対策の強化及び退職金の支給要件である加入期間の見直しによる短期離職者への対応の強化に加え、従業員が転職した場合においてその前後の掛金納付月数を通算する企業間通算及び特定退職金共済事業・確定拠出年金制度との間で事業主が納めた掛金等に相当する資産を引き渡す制度間通算の拡充によるポータビリティの向上等を通じた事務の効率化を進めることを通じ、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図るべきである。

### 【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

- 本法人は、労働者の雇用の安定や福祉の増進等に係る業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 職業訓練機関として設置しているポリテクセンター（職業能力開発促進センター）・ポリテクカレッジ（職業能力開発大学校・短期大学校）については、受入条件が整う都道府県への譲渡を推進するための財政上・行政上の法的措置が講じられているが、現時点において譲渡希望がなく、当該措置も平成25年度末をもって終了するため、今後都道府県への譲渡を進めることは極めて困難と考えられる。このため、職業訓練に係る国の役割、ポリテクセンター等が果たす機能の重要性、地域のニーズ等を踏まえれば、都道府県から積極的な譲渡希望がない限り、本法人が引き続き運営することが適当である。ただし、恒常的に定員充足率が低調なものについては、訓練内容の見直し等を行っても改善に至らない場合、地域の実情を踏まえつつ、統廃合を含め当該施設の在り方を見直すべきである。
- ポリテクセンター等は、旧雇用・能力開発機構から承継した地方組織であるが、本法人の前身である旧高齢・障害者雇用支援機構由来の地方組織として高齢・障害者雇用支援センター及び地域障害者職業センターがあり、これら地方組織は依然として別々にそのまま残っている。このため、法人としての統合効果を一層発揮できるよう、これら地方組織を一元化することが適当である。

### 【福祉医療機構】

- 本法人は、国の福祉医療政策の一環として、社会福祉施設や病院に対する総合的な支援を実施しており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入すべきである。

- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金を早期に国庫納付すれば年金財政の改善に寄与することから、現在年1回とされている国庫納付を、年1回に限らず定期的に国庫納付することとし、回収から納付までの期間を短縮すべきである。

### 【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

- 本法人は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援に係る業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

### 【労働政策研究・研修機構】

- 本法人は、国の労働政策の企画立案及び推進に資する調査研究を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 労働基準監督官をはじめ労働行政に従事する職員を対象に行う研修業務（労働大学校）については、国が直接実施した方が国の政策意図の徹底を図る上でより効果的であるという考え方がある。しかし、政策研究機能と研修機能が同じ組織の下で目的意識を共有して一体的に運営されることにより、研究成果の研修への反映や研修で吸い上げた現場の問題意識の研究への反映など、高い相乗効果が発揮されている。このため、労働大学校については、引き続き本法人が実施することが適当である。
- 間接部門を中心とする業務のアウトソーシングの拡大などを行うことにより、現中期目標期間中に平成25年度の常勤職員数から5人以上の削減を図るべきである。また、これに伴い、法定理事数を1名削減することが適当である。

### 【国立病院機構】

- 本法人は、病院の設置・運営を行っている中で、全国的な病院ネットワークを活用しつつ、民間では提供困難なセーフティネット系医療や災害時の緊急対応医療等の政策医療を行っている。こうした政策医療の確実な実施を担保する上で国の適切な関与は不可欠であり、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人の現在の役職員身分は公務員であるが、給与水準や短時間正職員雇用をはじめとする柔軟な労働環境の構築、民間企業等との円滑な人事交流等を進めるためにも、役職員身分は非公務員化することが適当である。ただし、その職務については、公益性・公共性が極めて高く、「みなし公務員」規定を置くことが適当である。
- 本法人が実施する診療事業については、国費投入がなく全て自己収入で行っていることにかんがみ、できる限り自主的・自律的に工夫を凝らして業務を実施できるようにすることが必要である。このため、その積立金については、利益処分に係る独立行政法人制度の運用面での見直しの検討を踏まえつつ、次期の中期目標期間中に必要な施設整備等の財源として繰り越すことについて主務大臣の承認が得られるようにする

など、医療が長期的、安定的かつ確実に提供できるよう配慮すべきである。

### 【医薬品医療機器総合機構】

- 本法人が行っている医薬品・医療機器等の審査、安全対策、健康被害救済の業務は、国民の生命・安全に関わるものであり、国との密接な連携が不可欠であるほか、公平性・中立性を確保した上で、一定の自主性・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で業務を行う必要があることから、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 「日本再興戦略」で決定されたとおり、世界に先駆けて革新的医薬品・医療機器、再生医療製品の実用化を促進し、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の速やかな実現を目指すとともに、審査の質の向上等を図るため、自己財源も活用し、本法人の体制強化を速やかに図るべきである。また、高度で専門的な人材確保ができるよう職員数や給与水準等について一定の配慮を行うとともに、任期制・年俸制の導入についても検討を行うべきである。

### 【年金・健康保険福祉施設整理機構】

- 本法人は、年金福祉施設等の譲渡・廃止を業務としているが、平成26年4月1日に病院運営を通じて地域医療の確保を図る独立行政法人地域医療機能推進機構に改組される予定であり、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 新機構への改組に伴って、①現在、全国社会保険協会連合会等の3民間団体へ委託している病院業務が移管され、新機構が直接病院運営を行うことに切り替わること、②これまで30人弱であった法人の職員規模が、3民間団体からの医師、看護師等の移行により約2万人に拡大することから、法人本部による各病院に対するガバナンス強化が急務となっている。このため、病院運営の実態を的確に把握し、内部統制が有効に機能する体制を構築するとともに、その実効性を検証しながら、信頼性ある病院運営・指導体制の確立に努めるべきである。
- 地域医療について、医療法体系に基づく国の役割を踏まえれば、新機構が地域医療提供の直接の実施主体として設置される意義は、地域における医療機能が必ずしも十分に整備されているとは言えない状況を補完し、体制整備に向けて牽引することにあると考えられることから、将来その意義が達成された際には、地域の医療機関としての適切な運営の確保に十分配慮しつつ、当該法人に対する国の関与をなくす方向で検討すべきである。

### 【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 本法人は、貴重な国民の財産である年金資金の管理運用を行っているという業務の特性を踏まえ、国として年金制度の運営の安定を確保しつつ、法人が一定の独立性を

持って運営できるよう、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

- なお、その際、経済再生担当大臣の下に設置された「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」の報告書を踏まえ、①運用委員会に複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備することや、②専門人材を適切に確保し、高度なリスク管理が可能となるよう、本法人の職員数、給与水準、経費を弾力化するほか、任期制・年俸制を導入することも検討すべきである。

### **【国立高度専門医療研究センター（国立がん研究センター／国立循環器病研究センター／国立精神・神経医療研究センター／国立国際医療研究センター／国立成育医療研究センター／国立長寿医療研究センター）】**

- 国立高度専門医療研究センター6法人は、国との密接な連携の下、我が国の政策課題となっているがん、循環器病等の各疾患について、高度専門的な医療の研究開発・確立等を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 上記6法人間では、これまでも共同研究や医薬品等の共同購入、医師・看護師等の共同研修等を実施しているが、今後更に、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を推進するべきである。
- 各国立高度専門医療研究センターは、現在、6つの疾患分野に対応する形でそれぞれが独立した法人として設置されているが、それらを1つの法人の下の研究センターとして設置するなどの見直しにより、その時々々の政策課題に対応した柔軟な組織改編や研究開発力の向上が図られることになれば、これまで以上に分野横断的な疾患や未知の疾患に対応できるようになることから、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行うべきである。

## **農林水産省所管**

### **【農林水産消費安全技術センター】**

- 本法人は、農林水産大臣の指示の下、行政処分的前提となる農薬・肥料・飼料等の立入検査等を実施しており、職員の争議権行使により重大事案発生時に業務が停滞すれば、無登録農薬の市場流通など不特定多数の消費者の健康被害が生じかねないことから、単年度管理型の法人（公務員身分を維持）として位置付けることが適当である。
- 農薬等の登録検査業務に関しては、実費を勘案して算定される手数料を国に納付することとされており、生産コスト削減に向けた政策に配慮しつつ、関係府省と協力して、審査期間の短縮、申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図りながら、検査コストに見合った適正な金額に手数料を改めるとともに、手数料の算出根拠の透明

化を図るべきである。

### 【種苗管理センター／農業・食品産業技術総合研究機構／農業生物資源研究所／農業環境技術研究所】

- 研究開発の成果を植物品種の保護と生産に有機的に結び付けることにより、遺伝資源の保護基盤の強化、検査技術等の開発、研究成果の実用化促進などが図られ、農作物の品質と生産性を向上させ我が国農業の国際競争力を高めるといふ政策目的の達成に資することから、上記4法人を統合し、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- その際、新たな法人は、研究開発業務と、種苗審査に係る栽培試験等の種苗管理業務という性格の異なる業務を実施することとなるため、試験制度の公正性・信頼性の確保の必要性等も考慮し、種苗管理センターの名称を維持することに加え、理事長及び研究開発業務を担当する副理事長以外に同センター担当の代表権を有する役員を置くこととする。
- 上記4法人を統合して発足する法人と国際農林水産業研究センターにおいて、施設の管理・運營業務を共同で委託する主体を選定するため、民間競争入札を実施すべきである。

### 【家畜改良センター】

- 本法人は、遺伝的多様性を考慮した家畜の改良・増殖を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 種畜等の生産・供給業務については、全国的な視点での畜産物生産という用途に真に必要な業務に重点化するとともに、牧場での飼料生産等の業務について、段階的に民間への委託又は都道府県への移管を図るべきである。

### 【水産大学校／水産総合研究センター】

- 両法人は、双方の事業ネットワークを有機的に組み合わせることにより、カリキュラムの高度化、卒業生が活躍する裾野の拡大、研究成果の活用の促進などが図られ、国民への水産物の安定供給と水産業の健全な発展という政策目的の達成に資することから、上記2法人を統合し、水産分野の人材育成機能及び研究開発機能をより充実させた研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築することとし、水産大学校においては、その名称、立地（下関市）、施設を維持し、代表権を有する役員を置くべきである。

- 人材育成業務については、裨益する業界等も含めた取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ、質の高い教育が持続可能な形で行われるよう、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずるべきである。

### 【国際農林水産業研究センター】

- 本法人は、開発途上地域のための農林水産業の国際共同研究を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所の4法人を統合して発足する新法人と本法人において、施設の管理・運営業務を共同で委託する主体を選定するため、民間競争入札を実施することが適当である。

### 【森林総合研究所／森林保険特別会計】

- 国の業務のスリム化等の観点から、森林保険特別会計を廃止し、森林保険業務は森林に関する知見を有する森林総合研究所に移管することが適当である。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保証を行うことが適当である。本法人に森林保険業務を移管するに当たっては、他の業務と経理を区分し、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務の特性を踏まえ、内部ガバナンスの高度化を図るべきである。
- 本法人は、主たる業務として、森林・林業の再生、木材及び木質資源の利用促進等、森林・林業分野の国家的な行政課題に対して総合的に研究開発に係る業務を行うものであり、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。ただし、研究開発以外にも森林保険業務及び水源林造成事業等を実施していることに鑑み、中期目標期間は5年とすべきである。
- 経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、同事業の受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時（平成27年度末）までに結論を得るべきである。
- 水源林造成事業等は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るべきである。

### 【農畜産業振興機構】

- 本法人は、生産者の経営安定対策等、個別の法令に規定された事業を補助金等の使途が定められた財源により実施しており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

- 本法人からの補助金等の交付により造成した基金のうち後年度負担額が明確な事業の基金については、毎年度、当該基金を保有する法人に見直しを行わせ、支払い財源等として必要のない額を返還するなどにより、基金規模の適正化を図るよう指導すべきである。
- 本法人の業務運営に真に必要な最小限の理事数について、現中期目標期間（平成 25 年度～平成 29 年度）中に検証し、結論を得るべきである。

### 【農業者年金基金】

- 本法人は、農業者の老後生活の安定と農業者の確保を目的とし、政策的な補助を行いつつ、加入者から保険料を徴収して年金事業を実施しており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人が行う年金事業については、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべきである。
- 本法人が実施する農業者年金と全国農業みどり国民年金基金が実施するみどり年金について、両者の加入等の手続を円滑にするとともに、農業者が両者の方式の違いを踏まえ適切に年金を選択できる機会を広げ、効果的な加入推進が図られるよう、同国民年金基金の意向を踏まえつつ、両者のシステムの効果的な連携や一体的な情報提供を含め、業務の連携・協力を深めるべきである。

### 【農林漁業信用基金】

- 本法人は、国や民間等からの出資を受けて農林漁業者等に係る信用保証・保険や融資等の金融業務を実施しており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人の業務の円滑かつ適正な運営を図るため、主務大臣が民間等の出資者や外部の有識者のうちから任命した委員から成る運営委員会（仮称）を設置し、重要事項の審議を行わせるべきである。
- また、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業については、金融庁検査を導入すべきである。

## **経済産業省所管**

### **【経済産業研究所】**

- 本法人は、経済産業政策に関し、国の組織や既存の政策に縛られず、中立的な立場で客観的実証に基づく政策研究を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 内閣府の経済社会総合研究所や財務省の財務総合政策研究所など他府省や海外の政策研究機関との共同研究の実施やネットワークの強化等により、政策研究に係る資源配分を効率化しつつ、パフォーマンスの一層の向上に努めるべきである。

### **【工業所有権情報・研修館】**

- 本法人は、工業所有権の保護に関するパリ条約において加盟国に設置が求められる中央資料館の運営、工業所有権情報の提供事業、特許庁職員の研修業務等を実施しており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

### **【日本貿易保険／貿易再保険特別会計】**

- 本法人は、貿易保険業務という金融ビジネスを専業としているが、その運営は全額保険料収入で賄われていることを踏まえると、組織運営と収入のバランスを図りつつ、保険の利用者ニーズに応じて機動的かつ柔軟に対応していく必要がある。こうした経営は、民間ビジネスにおいてリスクの中で一定の裁量をもって業務執行の決定を行っていく手法と共通しており、その判断を的確に行うためには、会社法（平成17年法律第86号）に基づく取締役会による内部統制が適当である。このことは、他の政策金融機関である日本政策金融公庫や国際協力銀行が株式会社形態（特殊会社）を取っていることから明らかである。

また、国際租税条約上、公的機関による輸出金融等については輸出先国での利子への源泉徴収税免除の特例が規定されているが、そのためには政府が100%株式を保有する機関であることが必要である。

このため、本法人を全額政府出資の特殊会社に移行させることが適当である。

- 国は本法人から再保険を引き受けているが、この貿易再保険業務は廃止し、これに伴って当該業務を經理する貿易再保険特別会計を廃止すべきである。
- 本法人を全額政府出資の特殊会社化するに当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、安定的な非課税措置、予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を講ずることが適当である。

### 【産業技術総合研究所】

- 本法人は、日本の産業を支える環境・エネルギー、ライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、計測・計量標準、地質という6分野の研究を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 情報通信の高度化の観点から、光、電子デバイスの高機能化及び高付加価値化技術の開発等に取り組んでいるが、情報通信分野については、総務省所管の情報通信研究機構がこれまでの研究成果を蓄積し、当該分野の研究者や設備等も有していることから、光ネットワーク技術の研究開発を進めるに当たっては、両法人の研究現場における定常的な意見交換を実施したり、それぞれが保有する技術研究シーズを活用・融合させて共同研究を行うなど、一層の連携強化に努めるべきである。

### 【製品評価技術基盤機構】

- 本法人は、技術的知見を必要とする安全・基準行政に係る法執行業務を担っているが、化学物質管理関連業務に係る特性(化学兵器禁止条約に基づく国際機関の査察は、48時間前に通告され、かつ、査察結果に対する意見は24時間以内の提出が必要)を踏まえ、我が国企業に国際査察が入る際には職員を速やかに現地に派遣し、査察結果の妥当性をチェックするための対抗分析を実施している。査察の公平性、中立性を担保して我が国の国益を守るためには、査察団の緊急な通告にも迅速かつ確実に対応して対抗分析を実施できるよう争議行為を禁止する必要があることから、単年度管理型の法人(公務員身分を維持)として位置付けることが適当である。

### 【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

- 本法人は、産業技術政策に基づき、技術開発リスクが高い技術開発プロジェクトを民間の能力を活用し、効果的に実施し、実用化につなげるという研究開発マネジメントを主な業務としており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 新たに独立行政法人日本医療研究開発機構(仮称)が設立される場合、本法人がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構(仮称)に移管すべきである。

### 【日本貿易振興機構】

- 本法人は、国内外における貿易・投資振興等の実施機関としての機能を担っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 中小企業基盤整備機構の地方事務所との近接化又は共用化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図るべきである。
- 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所について

は、事業の連携強化及びワンストップサービスの提供を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進めるべきである。この際、当該4法人のいずれかの法人が海外事務所を置いていない都市にあっては、当該4法人もその他の法人が設置している海外事務所を活用できるよう配慮すべきである。

### 【情報処理推進機構】

- 本法人は、情報セキュリティ対策を中心に、情報システムの信頼性対策及びIT人材育成を一体的に実施しており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 従来から、各省等のセキュリティ関連情報を集約した専門ポータルサイトの運営等において、関係省庁等と連携してきており、また、政府が使用する暗号の安全性を評価・監視するプロジェクト（CRYPTREC）において、総務省所管の情報通信研究機構と連携を図ってきている。今後とも、これらの取組をさらに促進するとともに、「サイバーセキュリティ戦略」（平成25年6月10日）を踏まえ、国内外におけるサイバー攻撃の最新の動向等の情報提供、サイバー攻撃対応の演習、セキュリティキャンプ等の研修実施等において、産業技術総合研究所や情報通信研究機構等の研究機関との連携協力を一層強化すべきである。

### 【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

- 本法人は、石油等や金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給（リスクマネー供給）や技術開発など、資源の確保から備蓄、鉱害の防止までを総合的に実施しており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 資源開発事業は、巨額の費用を要する上にリスクが高く、探鉱が成功した場合にも収益が得られるまでに相当の期間を要することもあることから、本法人の行うリスクマネー供給業務については、出資採択の審査や個別プロジェクトの管理を厳格に行う。また、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべきである。

### 【中小企業基盤整備機構】

- 本法人は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関であり、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、設備資金の貸付である高度化事業については、金融庁検査を導入すべきである。

- 中小企業大学校における中小企業経営者向け研修等については、地方自治体・民間団体との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修機会を維持するとの前提で行うべきである。小規模企業向け研修など喫緊の政策課題に対応した研修や中小企業者の利便性及びニーズに適合した研修に重点化を進めるとともに、研修企画業務以外の運営業務に係る市場化テストによる業務効率化、校外研修の実施及び施設の稼働率の向上に取り組む必要がある。  
上記の取組状況を踏まえ、宿泊研修施設について、国として保有しなければならない必要性の有無を判断すべきである。
- 日本貿易振興機構の地方事務所との近接化又は共用化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図るべきである。

## **国土交通省所管**

### **【土木研究所】**

- 本法人は、道路、河川等の社会資本整備に関する技術について、国の技術基準の作成等に反映させるための研究開発業務を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人と建築研究所は、隣接して設置されていること及び業務に係る資材・物品等の調達において共通性があることから、共同調達の実施等により、業務の効率化を図るべきである。

### **【建築研究所】**

- 本法人は、住宅・建築・都市の分野の耐震、省エネルギー等の技術について、国の技術基準の作成等に反映させるための研究開発業務を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人は、住宅・建築・都市に関する調査研究を実施しており、他方、都市再生機構技術研究所は同機構が保有する賃貸住宅の住宅設備に関する研究を実施していることから、共通性がある。これらの研究は一括して実施することにより効果的かつ効率的に実施できることから、将来的に都市再生機構技術研究所を本法人に移管することを検討すべきである。
- 本法人と土木研究所は、隣接して設置されていること及び業務に係る資材・物品等の調達において共通性があることから、共同調達の実施等により、業務の効率化を図るべきである。

## 【交通安全環境研究所／自動車検査独立行政法人】

- 自動車について、基準策定支援研究、製作前の段階から新車や既に使用されている車に至る全てを対象とした、基準適合性審査及びリコール検証業務を一体として実施することで、新技術や市場不具合<sup>1</sup>等への総合的かつ確実・迅速な対応を図ることが可能となる。

また、鉄道部門の研究においても、電気・電子技術、通信情報技術、駆動技術等、自動車と技術的な共通点が高く、自動車部門の知見と相互に活用することによるシナジー効果の創出が必要である。

さらに、人材、施設、知見・情報、予算等経営資源の一元管理・活用による業務効率化、専門的な人材の育成、柔軟な業務運営の実現が期待できる。

これらの観点から、上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

- 統合後の新法人については、国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制を確保する。また、新法人では、国から移管される国の責務の下で行ってきた事務を含め、自動車の保安基準への適合性審査等の業務が人員・予算規模の大宗を占めることとなるが、交通安全環境研究所の研究部門は、自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き続き担う必要があるため、従来、交通安全環境研究所が有していた国際標準に係る国際会議の対応体制、他国の研究機関とのハイレベルの連携、対外的プレゼンス等の研究部門としての必要な機能が研究開発を主とした法人ではなくなるにより損なわれることがないよう、統合に当たっては、交通安全環境研究所の名称を維持するとともに代表権を有する役員を置く。

また、研究業務の特性を踏まえた目標設定・評価を行うなど弾力的な対応を行う。

## 【自動車安全特別会計自動車検査登録勘定】

- 自動車の検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務については、国が実施することが必要不可欠なものではなく、行政のスリム化・効率化の観点から、自動車検査独立行政法人に移管するべきである。

これに伴い、登録関係職員（平成25年度末時点：446名）のうち、所要の人員を上記独立行政法人に移管するべきである。

なお、自動車の検査の合否判定（安全基準等に適合することの公証）、自動車の登録（所有権の公証）の行為は、国民の安全の確保や財産権の保護等の観点から、国が実施することが適当である。

- 国土交通省においては、平成29年度までに自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、全国展開や対象手続の拡大により抜本的に拡大するとともに、次世代

---

<sup>1</sup> 市場不具合：新車販売後に自動車の部品等に生じた不具合

自動車や安全運転支援装置等の新技術に対する検査の効率化及び検査技術の民間普及を進めることとしている。

自動車検査登録業務については、これらの業務効率化・合理化の取組を推進し、これにより、体制のスリム化や手数料の引下げを含め、利用者の負担軽減及び利便性向上を実現すべきである。

- 上記の取組を前提に、引き続き受益と負担の関係を明確にさせるため、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定は存続させることが適当である。
- ただし、今後とも、特定の歳入があること等に起因する無駄の排除を徹底するとともに、一般会計と区分して経理する必要性等については、不断の見直しを行うべきである。

### 【海上技術安全研究所／港湾空港技術研究所／電子航法研究所】

- 海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所については、運輸産業の国際競争力の強化や海洋における再生エネルギーの商業化など、日本再興戦略に位置付けられた政策を支える研究開発を実施しており、その着実な実行を図るためには、これらの研究開発等を一体的に実施する体制が不可欠である。

また、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所は、組織及び予算の規模が小さく、統合により間接部門の経費が大幅に縮減され、研究開発体制の充実が可能になる。

以上のことから、上記3法人を統合し、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。

- 組織の統合に当たっては、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを損なうことがないよう、各研究所の名称を継続的に使用するとともに、重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保すべきである。

### 【航海訓練所／海技教育機構】

- 日本人船員の育成・確保が急務となる中、海技教育機構で行う座学と航海訓練所で行う実習訓練を一体として実施することにより、より質の高い実践的な船員教育・訓練の実施、効果的な船員養成を実現する観点から、上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

統合することにより、個々の学生に対して、一貫したきめ細かな教育・訓練の実施、人材の相互乗り入れによる教育・訓練の質の向上、効果的・効率的な船員養成コースの設定等が期待される。

- 統合法人は、船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との現場レベルでの連携・協力の強化を検討すべきである。

- 統合法人は、裨益する業界等も含めた取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ、質の高い教育が持続可能な形で行われるよう、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずるべきである。
- 受益者である海運業界を始めとする関係者に負担を求めるべき、両法人の運営費用の範囲は、教育直接経費ではなく人件費を含む全費用であるという観点から、引き続き段階的に受益者負担の拡大を図ることを検討すべきである。

### 【航空大学校】

- 本法人は、パイロットの養成業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 今後、世界的な航空需要の増加に伴いパイロット需要が増大する中で、国際競争力を強化していくためには、現時点では、本法人が中心となってパイロットの養成を行う必要は認められる。  
しかしながら、航空会社や私立大学等においてもパイロットの養成は行われており、今後のパイロット需要の増大への対応としては、自社養成のインセンティブ拡大や私立大学等への技術支援等の取組により、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図り、将来的に民間において十分なパイロット養成が可能となった段階で、より多くの部分を民間に委ねていくべきである。
- こうした方向性の下、本法人におけるパイロット養成に係る経費に国費が相当程度充てられている状況及び民間におけるパイロット養成が小規模にとどまっている状況を改善するため、負担の公平性、妥当性に留意し、能力ある学生を引き続き広く募集する必要性も踏まえつつ、航空会社の負担金の引上げなど、適正な受益者負担の在り方について検討すべきである。

### 【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

- 本法人は、鉄道建設に係る業務、内航海運に係る業務等を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、整備新幹線の建設業務等の公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るべきである。
- そのため、担当理事を設置し、全職員に対する研修の実施、契約担当職員に対する調達に係る専門研修の実施等、契約に係る違反行為の防止を徹底するよう、法令遵守に係る組織体制を強化するべきである。

また、内部監査の実効性を確保する観点から、担当職員における専門的資格の取得等による監査能力の向上を図るとともに、理事長及び監事も含め、リスクに対する意識の共有を図り、重層的な監査体制を構築すべきである。

- 公共事業に係る工事等の発注に当たっては、契約の適正性及び競争性を確保する必要があるため、本法人の契約状況を監視する入札監視委員会及び契約監視委員会等において、高落札率案件の全件審議等による審議件数の拡大、支社・局単位での審議の実施、理事長に対する審議結果の報告及び意見具申の仕組みの確立等、契約の監視体制の強化を図るべきである。
- 船舶関係業務における内航海運事業者を対象とした船舶の共有建造事業については、持続的な実施が重要であるものの、多額の繰越欠損金を抱えており、その更なる悪化の防止及び縮減が必要となっている。その解消に向けた着実な縮減を図るため、繰越欠損金の具体的な削減計画を策定するとともに、財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を実施すべきである。

#### 【国際観光振興機構】

- 本法人は、外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝業務等を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所については、事業の連携強化及びワンストップサービスの提供を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進めるべきである。この際、当該4法人のいずれかの法人が海外事務所を置いていない都市にあっては、当該4法人もその他の法人が設置している海外事務所を活用できるよう配慮すべきである。
- 「日本再興戦略」においては、日本のコンテンツ、文化芸術等の日本の魅力を発信することにより外国人を惹きつけることとされている。  
こうしたことを踏まえ、本法人と国際交流基金は、日本のコンテンツ、文化芸術等の日本の魅力を発信し日本ブランドを確立するとともに、訪日外国人旅行者数の一層の拡大を図るため、連携強化等が必要であることから、両法人の本部事務所の共用化を早期に実施すべきである。
- 観光庁の訪日プロモーション事業については、観光庁が海外の民間事業者が発注する業務の監督を本法人が行う実施体制となっている。  
こうした中で、事業効果を最大化し、訪日外国人旅行者数の一層の拡大を図るためには、海外の民間事業者のニーズに即応できる体制の整備を行うことが必要であり、同事業における国内外の民間事業者に対する発注については、原則として本法人が行

うことが適当である。

なお、本法人を発注主体とするに当たっては、観光庁及び本法人の総職員数の厳格な管理、予算の適切な執行、契約に係る適正性の確保及び情報の公開、中期目標期間終了時の国庫納付等の措置を講ずるべきである。

### 【水資源機構】

- 本法人は、水資源の開発又は利用のための施設の改築、管理等の業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人の支社及び局については、組織のスリム化による業務の効率化を図る観点から、各水系における業務の実施体制、利水者との調整業務の実施状況等を総合的に勘案し、吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、利水者及び関係府県との調整を行うべきである。
- 総合技術センターの水理実験施設については、現在実施している武蔵水路改築事業、小石原川ダム建設事業、思川開発事業及び川上ダム建設事業が終了した段階で、敷地の処分を行うべきである。
- 用水路管理業務については、多様な利水者との利害調整を行いつつ実施されており、広範囲の個々の利水者に、それぞれの必要量に応じて水が十分に行き渡るよう用水路の水位調節を行う必要がある。  
このうち、特に水需要がひっ迫している地域など、きめ細やかな水位調節を行う必要がある用水路の業務については、本法人直営で実施することとするが、それ以外のものについては、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託を拡大するとともに、定年退職者の活用によりコストの縮減を図る必要がある。また、自動車運転業務についても、定年退職者の活用を図るべきである。
- 国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るべきである。

### 【自動車事故対策機構】

- 本法人は、被害者援護業務、安全指導業務、自動車アセスメント業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 安全指導業務については、運輸業界全体の交通安全意識の向上を図る観点から、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、認定事業者となるよう積極的に働きかけるべきである。その際、民間参入を促進する取組についての工程表を平成 25 年度中に作成し、着実な実行を図るべきである。

- 自動車アセスメント業務は、自動車ユーザーがより安全な車を選択しやすい環境を整え、安全性に対する意識の向上を図るとともに、自動車メーカーに対し、より安全な自動車の開発を促す啓発型の業務である。これは車両安全対策の主要な柱の1つであり、今後充実させていく必要がある。

一方、交通安全環境研究所の保安基準の策定支援研究や型式審査の業務は、最低限の安全規制である保安基準によって、自動車の安全性を確保するものであり、自動車アセスメント業務とは、政策の目的が大きく異なっている。

仮に、自動車アセスメント業務を交通安全環境研究所に移管した場合、保安基準に反映しうる知見が全くないとは言えないものの、今日の急速な技術革新に対応して安全情報を適時に発信するという同業務本来の長所を損なうおそれもある。

よって、自動車アセスメント業務は、引き続き本法人で実施することとし、安全指導業務の民間参入、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも充てていくことが適当である。

### 【空港周辺整備機構】

- 本法人は、福岡空港の周辺地域における民家防音事業、移転補償事業等を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

- 本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

現在、福岡空港運営検討協議会において、民間委託についての地元の意向を整理しているところである。

同協議会の結論がまとまり、民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保すべきである。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止すべきである。

### 【都市再生機構】

- 本法人は、賃貸住宅の管理、大規模な基盤整備を伴う都市再開発等の業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

- 東京都心部のタワーマンションなどの高額賃貸住宅（約13,000戸）については、平成26年度から順次、サブリース契約により、本法人が資産を保有しつつ運営を民間事業者に委ねることが適当である。また、財務構造の健全化に道筋をつけた後は、民業補完の徹底の観点から、賃貸住宅事業の経営の過度な負担とならない限り、売却すべきである。

- 既存団地の収益力向上や資産圧縮による財務体質の強化を図るため、居住者の居住

の安定に配慮した上で、定期借家契約の戦略的な活用等により収益性が低い団地の統廃合等を加速する必要がある。こうした観点から、「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成 26 年度中に策定すべきである。

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）の趣旨も踏まえ、急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地については、本法人の経営を悪化させないよう留意の上、福祉医療施設を誘致するなどにより、地域の拠点としての活用を図るべきである。
- ストックの老朽化などにより住宅管理コストは今後増加が見込まれており、住宅管理業務の効率化を徹底し、コストを確実に下げる仕組みを構築する必要がある。  
このため、関係会社が本法人から受注する賃貸住宅の修繕業務について、両者の協定等により、平成 26 年度からの 3 年間で平成 25 年度比 10% のコスト削減を図ることを課し、その達成状況を見極めた上で、本法人との資本関係や業務の範囲等の当該関係会社のあり方について平成 29 年度中に結論を得るべきである。
- 適切な家賃収入の確保を図るため、平成 26 年から順次、稼働率など需給の状況に応じた募集家賃の引下げや引上げを機動的かつ柔軟に行うとともに、平成 27 年度中に継続家賃の引上げ幅の拡大等の家賃改定ルールの見直しを行うべきである。  
また、低所得の高齢者等に対する政策的な家賃減額措置については、他の供給主体の住宅との衡平性にかんがみても、そのコストは公費で負担すべきである。これについては速やかに検討に着手し、平成 26 年度中に結論を得るべきである。
- 都市再生事業については、今後期待される業務に持続的に取り組んでいくため、民業補完という立場は維持しながらも、開発型 SPC（特別目的会社）の活用など民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化するとともにリスクに見合った適正な収益の確保を図るべきである。
- ニュータウン事業について、平成 25 年度までに完了しなかった工事を早期に完了させるとともに、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成 30 年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進するべきである。
- 人員規模については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 25 年度末において平成 20 年度末に比べて 2 割削減するとの目標は達成する見込みであり、東日本大震災に係る体制強化の必要性もことから、当面、現在の水準は維持することとするべきである。
- 関係会社については、経営の透明化や効率化を図る観点から、役割や組織の在り方、本法人との契約の在り方について整理した上で、平成 30 年度までにその数を半減する

べきである。

- 都市再生機構技術研究所は、本法人が保有する賃貸住宅の住宅設備に関する研究を実施しており、他方、建築研究所は、住宅・建築・都市に関する調査研究を実施していることから、共通性がある。これらの研究は一括して実施することにより効果的かつ効率的に実施できることから、将来的に都市再生機構技術研究所を建築研究所に移管することを検討する必要がある。
- 以上の改革を進めるにあたり、5年、10年、20年を区切った経営改善計画を作成するとともに、民間出身の役職員の活用拡大を含め、民間のノウハウを採り入れた実施体制の構築を図るべきである。また、平成35年度に、その時点におけるリスクの発現状況等を踏まえ、検証・見直しを行うことが適当である。
- 本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るべきである。

#### 【奄美群島振興開発基金】

- 本法人は、保証業務及び融資業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 本法人は、奄美群島の産業振興に係る金融を担う法人であり、その機能の持続的な発揮が重要であるもののリスク管理債権比率が極めて高く、また、繰越欠損金も極めて高い水準にあるなど厳しい財務状況にあることから、リスク管理債権比率の改善及び繰越欠損金の解消を図るべきである。  
このような財務状況を着実に改善するため、リスク管理債権比率及び繰越欠損金の削減の具体的な計画を策定するとともに、平成26年度から始まる次期中期計画に反映すべきである。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、金融庁検査を導入すべきである。
- 本法人の金融業務における審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、人事交流、業務連携等を実施するなど、同公庫等との連携を図るべきである。

#### 【日本高速道路保有・債務返済機構】

- 本法人は、高速道路の保有・貸付け、債務返済等の業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

- 日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 5 条において「機構は、主たる事務所を神奈川県に置く」と規定されていることから、経過的に東京都に置かれている主たる事務所を平成 27 年 3 月末までに神奈川県に移転すべきである。
- 職員の多数が各高速道路会社からの出向者で占められていることから、各高速道路会社との協定策定等の業務における利益相反行為の防止を図るため、内部規定を整備しているが、さらに職員に対する意識啓発も行うべきである。
- 全常勤職員が国や各高速道路会社からの出向者により構成されているとの特殊性に鑑み、出向者の受入れの検討に当たっては、長期的な視点に留意すべきである。

### 【住宅金融支援機構】

- 本法人は、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を主に行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 証券化支援業務については、本法人の MBS が信託財産の信用力に加え本法人の信用力を裏付けとしており、当該 MBS に対する市場の信認を維持するためには、本法人の経営の健全性を維持し、国民負担の発生を回避することが極めて重要である。中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を本法人に設置し、過度な規模拡大の防止や民業補完の視点を踏まえた上で、本法人の事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示することにより、市場の評価にさらす仕組みを構築すべきである。
- 民間金融機関の住宅ローンが変動金利型中心である現状に鑑み、当面は、本法人の MBS の発行額の平準化を図り、ベンチマーク性を高めることで民間による MBS の発行の活性化及び流動性の向上を促し、我が国の証券化市場を育成すべきである。また、MBS 発行を図る民間金融機関等のニーズを迅速に把握する観点から、引き続き民間金融機関等との対話を継続的に行うべきである。
- 業務効率化を一層推進する観点から、主要都市への交通アクセスを勘案し、現中期目標期間中（平成 28 年度末まで）に全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制を 9 ブロック体制へ移行を進め、北関東支店、南九州支店を整理・統合すべきである。

## 環境省所管

### 【国立環境研究所】

- 本法人は、環境研究の中核的機関として、地球環境保全等に係る研究開発業務を行っており、研究開発型の法人として位置付けることが適当である。

### **【環境再生保全機構】**

- 本法人は、公害健康被害補償・予防、NPO 法人等による環境保全活動への助成等の業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。
- 旧環境事業団から承継した債権管理回収業務については、債権の回収状況を踏まえつつ、次期中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しを行い組織の縮減を検討し、その結論を得るものとする。

### **原子力規制委員会所管**

#### **【原子力安全基盤機構】**

- 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成 25 年法律第 82 号）の規定に基づき、同法律の公布日から 6 月を超えない範囲内において政令で定める日に廃止する。

### **防衛省所管**

#### **【駐留軍等労働者労務管理機構】**

- 本法人は、日米地位協定に基づき、在日米軍との調整を行いながら、労働力（駐留軍等労働者）を提供するとともに、その労務管理を行っており、その実施に当たっては、在日米軍の運用情報等の高度な機密を扱うため厳格な政治的中立性が求められること及び在日米軍の部隊運用に支障を来さないよう争議行為を禁止する必要があること等から、単年度管理型の法人（公務員身分を維持）として位置付けることが適当である。
- 本法人が行う駐留軍等労働者に関わる労務管理、給与計算、福利厚生等の業務については、長くても数ヶ月以内で完結する業務で定型的な業務が含まれることから、支部組織における組織のフラット化、本部組織における部課の統合、国家公務員身分を有する期間業務職員の更なる活用による人件費の削減等により、一層の効率化を図るべきである。
- 本法人の本部組織体制は、3 部制の比較的簡素な組織であり、組織規模及び業務内容を踏まえ、2 名の常勤理事のうち 1 名を非常勤化すべきである。